

東京地判令和2年9月25日 【ベッド等におけるフレーム構造事件】の意義と実務

本件判決：東京地判令和2年9月25日（平29（ワ）24210）
関連判決：知財高判令和3年2月25日（令2（行ケ）10058）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

小池綜合法律事務所
知的財産権法研究会 弁護士 小池 眞一

第1 事案の概要と特徴

1 事案の概要

本件判決は、我が国の介護用ベッド業界及び医療用ベッド業界において極めて高い市場シェアを有するパラマウントベッド株式会社（以下、「パラマウントベッド」又は「原告」という）が、1997年に介護用電動ベッドの販売を開始し、2011年に販売台数で業界第2位のポジションとなり、2015年マザーズ上場、2016年に医療用ベッド業界に進出した株式会社プラッツ（以下、「プラッツ」又は「被告」という）という同業界の市場新規参入者に対して、被告が2010年から販売する以下の介護用電動ベッドの6製品（うち、2製品は、口頭弁論の終結日の前日、原告が訴えを取り下げている。本件判決は、被告製品3～6として4製品を対象製品としており、その表記に従う。なお、被告製品6は、同一製品名であるが、訴訟係属中に設計変更することになったため、設計変更前のものと設計変更後のものとして、実質2製品が存在する）に関して、原告が保有する以下の3件の特許侵害を主張し、現行製品である被告製品6について、その製造、販売等の差止等請求を、廃番製品を含む被告製品3～6について、その損害賠償請求等を求めた事案に対するものである。

なお、介護用ベッドは、主に介護施設、自宅介護で使用される電動式ベッドあり、病院で使用される医療用ベッドと区別され、JIS規格においても、前者がJIS T9245等で、後者がJIS T9205等で規律され、医療用ベッドが薬機法の対象になる相違はあるが、機構面としては、背や膝の姿勢を上げる、高さ調整ができる等の電動式のギャッチ機能（元の由来は米国外科医の名前）を共通にしており、機構的相違は、医療用ベッドには搬送用のキャスターがついている違いだけと説明される。

略称	特許番号	発明の名称	被疑侵害製品	製品名
本件特許権 1	特許第3024698号	ベッド等における フレーム構造	被告製品 3	ミオレット
			被告製品 5	ミオレット II
本件特許権 2	特許第5252542号	ベッドにおける 取付品支持位置可変機構	被告製品 4	ミオレット・ フォーユー
本件特許権 3	特許第4141233号	電動ベッド	被告製品 6	ラフィオ

本件判決は、以下のとおり、結論として、本件特許権 1 及び 2 については、被告製品 3～5 が、その各発明（後記のとおり、各特許の請求原因となった請求項は、無効論対策の関係で複数ある）の技術的範囲に属し、かつ、被告が主張する無効の抗弁が成り立たないとして、特許法 102 条 2 項の損害論において、推定覆滅を 90%～95% としつつ、合計 3 億 8122 万 2226 円の損害賠償金額を認めている。

一方、本件特許権 3 については、被告製品 6（設計変更後のもの）がその各発明の技術的範囲に属することを認めつつ、進歩性欠如の無効の抗弁の成立を認め（訂正の再抗弁は、二段階審理方式のためと推測されるが、主張されていない）、被告製品 6 に関する差止等請求、損害賠償等請求を棄却している。

本件特許権 1 乃至 3 に関しては、被告が請求人となり無効審判請求がなされており、それぞれ不成立審決がなされ（本件特許権 3 に関しては、審決予告の後、訂正請求がなされた結果、訂正認容、無効審判請求不成立審決がなされている）、知財高裁に審決取消訴訟が提起されている。

現在（令和 3 年 4 月）、本件特許権 1 に関する不成立審決に関して、関連判決である知財高判令和 3 年 2 月 25 日（令 2（行ケ）10058）においてこれを取り消す判決がなされた状況にある。

本件判決に対しては、原告及び被告双方が控訴しており、本件特許権 1 についての関連判決での逆転判決、本件特許権 3 についての訂正認容及び無効審判請求不成立審決、及びその余の現在係属中の審決取消訴訟の審理の経緯に応じて、控訴審での判断の変更が予想される場所である。

事例判決としてみても、本件判決は、技術的範囲論について、本件特許権 3 に関する判断として、機能的クレームの包装禁反言の判断の問題、本件特許権 1 の進歩性欠如の無効論について、公然実施発明の立証と認定の問題、損害論については、推定覆滅事情の立証と認定の問題等として、侵害訴訟の実務にとって示唆に富む論点が多いことから、本稿にとりあげる次第である。

2 時系列

以下に、本件の事案の時系列を示すが、白黒印刷のため、本件特許権 1 に関する時系列の事象をア、本件特許権 2 に関する時系列の事象をイ、本件特許権 3 に関する時系列の事象をウ、いずれの特許権にも関連する時系列の事象をエとして、各事象の冒頭に示す。

- ① ア 1997.06.24 本件特許権 1 出願
- ② ア 2000.01.21 本件特許権 1 登録
- ③ ウ 2002.11.11 本件特許権 3 出願
- ④ ア 2007.11 被告製品 3 のレギュラータイプの販売を開始（注：当該時点では侵害でない）
- ⑤ ウ 2008.06.20 本件特許権 3 登録

- ⑥ イ 2008.03.31 本件特許権 2 出願
- ⑦ ア 2009.11 被告製品 3 のショートタイプの販売を開始（注：本件特許権 1 の侵害期間 - 2017.11 まで）
- ⑧ イ 2011.12 被告製品 4 の販売を開始（注：本件特許 2 の侵害期間 - 登録後 2017.07 まで）
- ⑨ イ 2013.04.01 本件特許権 2 登録
- ⑩ ア 2014.09 被告製品 5 のレギュラータイプ・ショートタイプの双方の販売を開始（注：本件特許権 1 の侵害期間 - 2015.11 まで）
- ⑪ ウ 2017.01 被告製品 6 の販売を開始（注：本件特許権 3 の侵害期間 - 2019.01 仕様変更。ただし、仕様変更後のものは継続。後記のとおり、仕様変更後のものが、本件特許権 3 の各発明の技術的範囲に属すると認定されている）
- ⑫ ア 2017.06.24 本件特許権 1 存続期間満了
- ⑬ エ 2017.07.19 本件侵害訴訟提起（被告製品 1 ~ 6）
- ⑭ ウ 2018.11.29 本件特許権 3 の無効審判請求（無効 2018-800132）
- ⑮ ア 2018.12.28 本件特許権 1 の無効審判請求（無効 2018-800154）
- ⑯ イ 2019.01.04 本件特許権 2 の無効審判請求（無効 2019-800002）
- ⑰ ウ 2019.09.25 本件特許権 3 の無効審判請求事件の審決予告
- ⑱ ウ 2019.12.02 本件特許権 3 の訂正請求（注：侵害訴訟で訂正の再抗弁は主張されていない。これは、二段階審理方式の損害論移行後に生じた事由であるためであろう）
- ⑲ イ 2019.12.20 本件特許権 2 の（訂正認容）不成立審決
- ⑳ ア 2020.03.30 本件特許権 1 の不成立審決
- ㉑ ウ 2020.03.30 本件特許権 3 の不成立審決
- ㉒ エ 2020.06.18 訴えの変更申立書（本件特許権 1 侵害を理由とする被告製品 1 及び 2 に関する訴えの取下げと損害論の整理）
- ㉓ エ 2020.06.19 本件侵害訴訟の口頭弁論終結
- ㉔ エ 2020.09.25 本件侵害訴訟一審判決（本件特許権 1 侵害、本件特許権 2 侵害、本件特許権 3 非侵害（無効））
- ㉕ ア 2021.02.25 関連審決取消訴訟において、本件特許権 1 に関する㉔の不成立審決が取り消された。

3 IR情報によるその余の補足

なお、原告及び被告双方のIR情報によれば、2016年に医療用ベッドに新規参入した被告に対し（本件の被疑侵害製品は、介護用ベッド）、⑬の訴訟提起に先立ち、2016.12.09の侵害警告開始から2017.07.07の対面交渉までの事前交渉があったとされる。

被告は、原告と比較すれば、圧倒的に販売台数は少ないものの、介護用ベッド業界では2010年度販売台数4万台（市場シェアとしては、潜在的には現在370万台と試算されている）に達したとして、業界2位となったメーカーであり、ベトナム子会社を通じたファブレス生産体制による製品供給を行っていたとされ（後記の分析とおり高い利益率である）、本侵害訴訟の直接の対象製品は介護用ベッドではあったものの、医療用ベッド業界への新規参入が1つの契機になったのではないかと推測されるところである。

また、⑬の本件侵害訴訟の提起後、⑭~⑯の各無効審判請求事件（実務的感覚では、おそらく、侵害訴訟において侵害心証の開示と損害論への審理の移行が指示された時期と理解される）

の提起前の2018.10.26、本件特許権3に基づく被告製品6の輸入・販売差止及び在庫品の執行官保管の仮処分申立事件の提起があったとされる。

同仮処分事件は、2019.01の被告製品6の仕様変更を受け、本件特許権3に関する関連無効審判請求事件における⑰の審決予告がなされる前の2019.07.12、仮処分命令申立てが取り下げられたという経緯があるようである。

本侵害訴訟事件にあっては、最終、判決において仕様変更前の被告製品6が本件発明3の技術的範囲に属さない、仕様変更後のものが技術的範囲に属する、ただし、登録時特許請求の範囲において、進歩性欠如の無効理由があると判断されており、仮処分事件が取り下げられた経緯や、侵害認定とどのように関連していたのかは不明であるものの、興味深い経緯である。

本侵害訴訟事件の判決は、後記のとおり、原告が主張する特許法第102条2項の損害額の推定について、本件特許権1及び2に関する損害論とはいえ、95%及び90%の推定覆滅を認めた上で、3億8122万2226円という高額な損害賠償を認めた事案であり、本件特許権3についても、その担保金が高額になっていた可能性もあり（担保金は相手の損害を担保するため）、仮処分事件取り下げの理由の1つでなかったかとも思われるところである。

本件侵害訴訟一審判決に対しては、2020.10、双方が控訴しており（本件侵害訴訟においては、後述のように、無効の抗弁が認められた本件特許権3に関しては、前記⑱の訂正請求を受けた前記㉑の不成立審決がでており、本件特許権3について、知財高裁で訂正の再抗弁が審理の対象となっていると推測され、又、後記の関連判決もあって、本件特許権1についても同様と推測される。）、また、上記3件の不成立審決はいずれも審決取消訴訟が係属しており（うち、本件特許権1に関する⑳の不成立審決は、㉕のとおり、関連判決である取消判決がなされている。）、今後も変動が予想されるところである。

第2 対象特許

1 本件特許権1

特許第3024698号は、発明の名称「ベッド等におけるフレーム構造」とし、本侵害訴訟で対象となった請求項は、以下の請求クオ1及び請求項2である。

請求項2は、独立形式請求項であるが、実質、請求項1の従属請求項であり、侵害訴訟で請求項2を追加したのは、後述のマッケ1120発明の無効論対策であると推測される)

本侵害訴訟で本件発明1とされるのは、以下の請求項で特定される発明の総称である。

【請求項1】 ベッド等において、床板を支えるフレーム^①を、使用者の体格に対応させるべく^②、フレームの一部を異なった長さの交換装着用フレームに置き換え可能^③に構成したことを特徴とするベッド等におけるフレーム構造。

【請求項2】 ベッド等において、床板を支えるフレームのうち、足側床板に対応する足側フレーム^④を、使用者の体格に対応して、異なった寸法規格のものに、交換装着可能に構成したことを特徴とするベッド等におけるフレーム構造。

(注：下線部①～④が、後記マッケ1120の公然実施発明との相違点として、検討された発明特定事項となる)

本件発明1の課題及び効果に関する明細書の主な記載は、次のとおりである。

【0001】